

御前崎市議会議員政治倫理規程第10条第2項の措置に関する決議

御前崎市議会政治倫理審査委員会から令和7年6月12日付けで議長へ提出された審査結果報告書によれば、令和7年2月議会定例会の最終日に上程された「高田和幸議員に対する問責決議」の審議の際の高田和幸議員の発言は、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条 第1号、第5号、第6号、及び第7号に違反するものと認定された。また、令和7年3月25、26、31日、及び4月1日の高田和幸議員のブログによる情報発信の内容の一部も、御前崎市議会議員政治倫理規程第3条 第1号に違反するものと認定された。

なお、同報告書の最後には、高田和幸議員に対し「本会議場における議長からの口頭注意及び本人による謝罪文の朗読」の措置を講ずるよう求めるとの付帯意見が添えられている。

高田和幸議員に対する措置については、議長から諮問を受けた議会運営委員会において協議され、公平かつ慎重なる審査を行った御前崎市議会政治倫理審査委員会の審査結果及び付帯意見を尊重することが全会一致で確認されている。

よって、御前崎市議会は、高田和幸議員に対し「本会議場における議長からの口頭注意及び本人による謝罪文の朗読」の措置を講ずることを決議するものである。

なお、謝罪文については、次のとおりとする。

謝 罪 文

私は、御前崎市議会政治倫理規程第10条第2項の措置に関する決議に従い、次のとおり謝罪いたします。

一、市職員に精神的苦痛を与え、職場の健全な環境に悪影響を及ぼした責任が議会事務局職員にあるかのような私の発言は、市民の代表者として、その品位を損なうものであり、議会事務局職員の公正な職務の遂行を妨げるとともに職員を誹謗中傷する発言でありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような発言はいたしません。

一、市役所が嘘をつく組織であると市長が認めているかのような誤解を招く私の発言や市の内部文書である「引継書」を職員から直接入手するという議会のルールを無視した私の行動は、市職員の公正な職務の遂行を妨げるものでありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような行動はいたしません。

一、市職員の引継書を入手する過程における私の言動はハラスメント行為と認定されました。私は、このことを深く反省し、今後、このような行動はいたしません。

一、「嘘をつく組織と一つの例として挙げさせてもらいましたが、実際には幾つも見ることが出来たので、省略をして一つだけ挙げました」という私の発言は、私の誤った解釈に基づく発言であり、市役所全体、職員全体を誹謗中傷するものでありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような発言はいたしません。

一、「現職のある市の議会事務局長、政令指定都市の議会事務局に13年在籍していた職員、近隣市の議会事務局長経験者の3名に確認していただき、さらに御前崎市の職員にも4名に見ていただきました。また、県の職員にも全ての内容を確認していただきましたが、問題はなかったという話でした」という私の発言は、事実に基づかない発言でありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような発言はいたしません。

一、私が、令和7年3月25日及び4月1日のブログに掲載した新聞紙面の写真は、当該新聞社の許可を得ずに掲載したものであり、後日、削除したとはいえ著作権法に抵触するものでありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような情報発信はいたしません。

一、私が、令和7年3月26日及び令和7年3月31日のブログに他人の葬儀日程や祭壇の写真を掲載したことは、政治倫理以前の問題であり、たとえ遺族の許可を得ていたとしても、市民の代表者である議員としての品位を損なうような行動でありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような情報発信はいたしません。

私は、今回このような事態を招いた責任を重く受け止め、あらためて自らの役割と責任を自覚するとともに、自らの行動を厳しく律し、市民に信頼される議員となるべく努力することをお誓いし、皆様への謝罪とさせていただきます。このたびは、誠に申し訳ございませんでした。

令和7年6月30日

御前崎市議会議員 高田和幸